

霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例施行規則（平成27年霧島市規則第35号）の一部を改正する規則

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例（平成27年霧島市条例第30号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(同意の可否等の通知)</p> <p>第4条 市長は、条例第4条第5項の規定により同条第1項の同意（第5条第1項によるものを含む。）の可否を決定したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式により発電事業者へ通知するものとする。</p> <p>(1) 同意するとき 同意通知書（第2号様式）</p> <p>(2) 同意しないとき 不同意通知書（第3号様式）</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる事由により審査を継続するときは、継続審査通知書（第4号様式）により発電事業者へ通知する。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号又は第3号に規定する事業計画に係る審査であって、当該計画に改善を要する事項などがあり、発電事業者へ改善を促す必要があるとき。</p> <p>(2) 条例第4条第1項第2号に規定する申請に係る事業計画の審査であって、当該申請に係る鹿児島県知事の処分後まで審査を継続するとき。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、霧島市温泉を利用した発電事業に関する条例（平成27年霧島市条例第30号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、必要な事項を定める。</p> <p>(同意の可否等の通知)</p> <p>第4条 市長は、条例第4条第5項の規定により同条第1項の同意（第5条第1項によるものを含む。）の可否を決定したときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式により発電事業者へ通知するものとする。</p> <p>(1) 同意するとき 同意通知書（第2号様式）</p> <p>(2) 同意しないとき 不同意通知書（第3号様式）</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる事由により審査を継続するときは、継続審査通知書（第4号様式）により発電事業者へ通知する。</p> <p>(1) 条例第4条第1号又は第3号に規定する事業計画に係る審査であって、当該計画に改善を要する事項などがあり、発電事業者へ改善を促す必要があるとき。</p> <p>(2) 条例第4条第2号に規定する申請に係る事業計画の審査であって、当該申請に係る鹿児島県知事の処分後まで審査を継続するとき。</p>